

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(V-5-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標V-5-1) 基本目標V: 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5: 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	担当 部署名	職業安定局訓練受講支援室 人材開発統括官付訓練企画室	作成責任者名	訓練受講支援室長 岡田 幸大 訓練企画室長 鶴谷 陽子				
施策の概要	○ 本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援するものである。 なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 ○ また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練終了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。								
施策を取り巻く現状	令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で雇用情勢が悪化する中、休業を余儀なくされる方やシフト制で働く方が仕事と訓練受講を両立できるように特例措置を実施した。特例措置の活用状況を踏まえ、令和5年4月1日からは非正規雇用労働者の方も含めた、誰もが主体的にスキルアップに取り組むための環境整備のため給付金支給要件の緩和を行うとともに、受講時間に制約のある方等が利用しやすいよう訓練時間等の認定基準に関する特例の延長等を実施している。 ※1 求職者支援訓練の受講者数の推移 令和2年度: 23,734人(うち基礎コース5,838人、実践コース17,896人) 令和3年度: 28,260人(うち基礎コース5,217人、実践コース23,043人) 令和4年度: 40,288人(うち基礎コース6,230人、実践コース34,058人) ※2 職業訓練受講給付金の受給者数(その年度に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数) 令和2年度: 10,406人 令和3年度: 13,371人 令和4年度: 15,289人								
施策実現のための課題	1	引き続き、雇用保険の対象になっていない方々に対する安定した就職の実現に向けた制度の活用促進に取り組む必要がある。							
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由				
	目標1 (課題1)	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、公共職業安定所における就職支援を行う。		求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保するとともに、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、公共職業安定所におけるきめ細かな就職支援を行う必要があるため。					
達成目標1について									
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値	測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
○1 求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率(アウトカム)	-	-	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	令和5年度	・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上 ・56.5%(基礎コース) ・62.4%(実践コース)	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上 ・53.9%(基礎コース) ・60.0%(実践コース)	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上 ・55.3%(基礎コース) ・58.4%(実践コース)(※)	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。 求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があるため、本指標を測定指標に設定。	2022年度の目標値(基礎58%、実践63%)及び過去5年(2017年度～2021年度)の就職率実績(平均値: 基礎56.1%、実践62.2%)を踏まえて設定した。 (参考)平成29年度実績: 基礎58.0%実践65.0%、平成30年度実績: 基礎59.6%実践63.9% (※)令和4年度実績は、令和4年10月末までに終了した訓練コースの訓練終了3ヶ月後の実績(速報値)。
2 求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)	-	-	90%以上	令和5年度	90%以上 94.7%	90%以上 95.1%	90%以上 95.1%	求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補充する指標として、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。 (参考1)平成29年度実績94.7%、平成30年度実績94.4% (参考2)令和4年度実績値95.1%は分母: ハローワークの支援指示により求職者支援訓練を受講した者のうち、訓練修了者に対するアンケート調査の回答総数、分子: アンケート調査にて満足した旨の回答数から算出したもの。	

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(1)	求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)	252.1億円	277.8億円	268.4億円	1.2	<p>・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況等によっては、給付のみでは訓練受講中の生活費等が不足する場合が想定されることから、訓練受講を受けることを容易にするために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。</p> <p>・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。</p> <p>【施策目標達成への寄与の内容】</p> <p>①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。</p> <p>②職業訓練受講期間中、給付金を支給すること等により、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。</p> <p>③上記①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。</p> <p>により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで58%、実践コースで63%という目標の達成に寄与する。</p>	2023-厚労-22-0639			
		151.2億円	176.4億円							
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
		22,770,675			25,337,307		24,283,389			
施策の執行額(千円)		12,676,822			15,202,508					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説			平成23年1月24日		雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。			
		第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説			令和3年3月5日		(感染症対策等) 求職者への就労支援などを充実させるとともに、雇用が不安定な状況におかれている方々のステップアップを効果的に支援できるよう、求職者支援制度の運用改善等にも取り組んでまいります。			